

1. 外国人労働者の雇用状況の把握

- 改正雇用対策法による外国人雇用状況の届出制度（外国人の雇入れ、離職の際に事業主が外国人労働者の雇用状況をハローワークに届出）の実施（平成19年10月1日以降）

2. 外国人求職者等に対する適切な対応

- 通訳を介した職業相談・紹介（「外国人雇用サービスコーナー」（80所のハローワーク内に設置））
- 専門的・技術的分野における外国人労働者の就職促進（「外国人雇用サービスセンター」（東京、大阪））
 - ・ 在留資格、希望・能力に応じた職業相談・紹介、情報提供を実施
 - ・ 留学生に対する総合的な就職支援の実施（留学生向け求人の開拓、大学との連携による就職ガイダンスの実施）
- 身分に基づき在留する日系人等の安定的な就労促進（「集住地域のハローワーク等」）
 - ・ きめこまかな職業相談等を通じ、安定的な就労を促進
 - ・ 不就学又は不就労の若年日系人に対する職業ガイダンス等の実施

3. 事業主への啓発指導、雇用管理援助等の推進

- 事業主に対する雇用管理改善指導の実施
 - ・ 「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づく指導等
 - ・ 外国人雇用管理セミナーの開催による集団指導・情報提供の実施
 - ・ 日系人を多数雇用する事業主を中心に相談・指導を実施

4. 適正就労の推進等

- 不法就労への実効ある対処
 - 不法就労外国人対策等に係る連絡会議等を通じた関係行政機関との連携
- インターネットを通じた海外就労希望者への適正就労の周知

専門的・技術的分野の労働者 就労目的で我が国に在留する外国人。入管法で定められた範囲で就労が可能。	約18万1千人
日系人、日本人の配偶者・実子等 「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格で我が国に在留する者のうち、 就労していると推定される人数。	約23万9千人
不法残留者	約19万4千人

資格外活動許可 「留学」「就学」等の在留資格で在留する者がアルバイトをするために資格外活動許可を受けた件数。	約10万人
---	-------

特定活動 技能実習生、ワーキングホリデー等。個々の外国人の許可の内容により就労の可否が決められる。	約8万6千人
--	--------

資料：法務省入国管理局の資料を元に厚生労働省が推計。